

29 監 第 23 号
平成 29 年 8 月 18 日

大町市長 牛越 徹 様

大町市監査委員 山下 好隆
同 二條 孝夫

平成 28 年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 28 年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出します。

平成28年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成28年度決算に基づく健全化判断比率

① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率 ③ 実質公債費比率 ④ 将来負担比率

2 審査の期日

平成29年7月21日（金）

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記の健全化判断比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成28年度	平成27年度	平成26年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.23
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.23
③実質公債費比率	7.4	7.7	8.4	25.0
④将来負担比率	61.8	49.0	52.3	350.0

(注) 「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額が605,819千円の黒字であるため、実質赤字額はなく、標準財政規模10,669,723千円に対する比率は、△5.67%で、早期健全化基準の13.23%を下回っており良好な状態を示している。

② 連結実質赤字比率について

病院事業会計において実質赤字額が434,328千円となったが、全部の会計の実質収支額及び資金剰余額を合算すると、1,745,115千円の黒字となるため連結実質赤

字額はなく、標準財政規模 10,669,723 千円に対する比率は、△16.35%で、早期健全化基準の 18.23%を下回った。

(単位：千円)

会 計 名	金 額	前年度	対前年増減
一般会計等実質収支額	605,819	564,386	41,433
国民健康保険特別会計 実質収支額	142,561	149,760	△7,199
後期高齢者医療特別会計 //	1,228	1,395	△167
公営簡易水道事業特別会計 //	10,479	13,251	△2,772
温泉宿泊施設事業特別会計 //	0	111	皆 減
小 計	760,087	728,903	31,184
水 道 事業会計資金剰余額	863,685	830,312	33,373
温泉引湯 //	201,671	180,308	21,363
公共下水道 //	326,762	201,209	125,553
農業集落排水 //	27,238	14,628	12,610
病 院 //	△434,328	△190,681	△243,647
連結実質黒字額合計	1,745,115	1,764,679	△19,564

- ・水道事業会計は、流動資産 929,854 千円から流動負債 66,169 千円を控除した差額 863,685 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・温泉引湯事業会計は、流動資産 208,109 千円から流動負債 6,438 千円を控除した差額 201,671 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・公共下水道事業会計は、流動資産 417,307 千円から流動負債 90,545 千円を控除した差額 326,762 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・農業集落排水事業会計は、流動資産 30,299 千円から流動負債 3,061 千円を控除した差額 27,238 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・病院事業会計は、流動資産 977,675 千円から流動負債 1,412,003 千円を控除した差額、△434,328 千円が比率算定上の適用金額である。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、標準財政規模（公債費等に対する交付税措置額控除後）に対する公債費の比率で、平成 28 年度の単年度では前年度より 1.08 ポイント上昇（悪化）し 7.9%となったが、実質公債費比率は 3 か年平均で算定することとされているため、平成 26 年度から平成 28 年度までの平均では、7.4%（26 年度 7.6%、27 年度 6.8%、28 年度 7.9%）となり、前年度に比較して 0.3 ポイント下がり、早期健全化基準（25.0%）を大きく下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担額は 28,908,180 千円で、前年度とほぼ同額である。地方債は大型の建設事業が集中し、償還を上回る市債の発行となったことから、前年度と比較して 208,387 千円増加している。

(単位：千円)

項 目	負担額	前年度	対前年増減
一般会計等の地方債現在額	13,827,261	13,618,874	208,387
債務負担行為に基づく負担見込額	3,444	4,891	△1,447
公営企業債等への繰入見込額	11,829,494	12,187,022	△357,528
退職手当負担見込額	3,038,444	2,868,559	169,885
広域連合等への負担見込額	209,537	229,271	△19,734
将来負担額合計	28,908,180	28,908,317	△137

一方、充当可能財源等は 23,638,496 千円で前年度と比較して 1,024,393 千円減少している。大型の建設事業が集中し基金の取崩しが行われたため、充当可能基金が 615,158 千円減少している。

(単位：千円)

項 目	金 額	前年度	対前年度
財政調整基金など充当可能基金	3,648,256	4,263,414	△615,158
都市計画税など充当可能特定財源	1,008,489	1,086,558	△78,069
基準財政需要額算入見込額(交付税措置見込額)	18,981,751	19,312,917	△331,166
充当可能財源合計	23,638,496	24,662,889	△1,024,393

将来負担比率は、上記の将来負担額 28,908,180 千円から充当可能財源 23,638,496 千円を控除した残額 5,269,684 千円（将来負担すべき実質的な負債）が、標準財政規模 10,669,823 千円から算入公債費等の額 2,155,686 千円（公債費等に対する交付税措置額）を控除した残額 8,514,037 千円に対してどの位の割合になるかの比率で、将来負担額は前年度とほぼ同額であるが、充当可能基金が減少したことによって 61.8%となり、早期健全化基準の 350%を大きく下回ってはいるものの、前年度と比較して 12.8 ポイント上昇（悪化）している。

(3) 是正改善を要する事項

連結実質赤字比率は、全ての会計を合算して赤字額を算出していることから数値の発生は無いが、会計別では、病院事業会計において 434,328 千円という多額の実質赤字額が生じている。経営健全化に向けた抜本的な取り組みが急務である。

平成28年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成28年度決算に基づく資金不足比率

2 審査の期日

(1) 水道事業会計	平成29年7月3日、21日
(2) 温泉引湯事業会計	平成29年7月3日、21日
(3) 公共下水道特別会計	平成29年7月3日、21日
(4) 農業集落排水事業特別会計	平成29年7月3日、21日
(5) 病院事業会計	平成29年7月4日、21日
(6) 公営簡易水道事業特別会計	平成29年7月3日、21日

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記の資金不足比率はいずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率		平成28年度 (%)	経営健全化基準 (%)	平成27年度 (%)
法 適 用	① 水道事業会計	—	20.0	—
	② 温泉引湯事業会計	—		—
	③ 公共下水道事業会計	—		—
	④ 農業集落排水事業会計	—		—
	⑤ 病院事業会計	11.1		5.2
法 非 適 用	⑥ 公営簡易水道事業特別会計	—		—
	⑦ 温泉宿泊施設事業特別会計	—		—

(注) 「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額が各事業規模に占める割合を示すものである。

① 水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 863,685 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

② 温泉引湯事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 201,671 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

③ 公共下水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 326,762 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

④ 農業集落排水事業特別会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 27,238 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

⑤ 病院事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金不足額は 434,328 千円で、資金不足比率(資金不足額/医業収益)は前年度より 5.9 ポイント上昇(悪化)して 11.1%となった。経営健全化基準 20%の範囲内ではあるが、地方債の発行が協議制となり、資金不足等解消計画の提出が求められることとなった。経営健全化に向けた抜本的な取り組みが急務である。

⑥ 公営簡易水道事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は 10,479 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。